

## 令和6年度介護報酬改定の主な事項

一部抜粋による掲載のため、省令、告示、留意事項通知等を御確認ください。



※各改定事項概要欄に、対象サービスを記載（介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記）しています。

### 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

（全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く））

◆感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。



【単位数】 施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算  
その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

【算定要件等】 以下の基準に適合していない場合

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

### 高齢者虐待防止の推進

（全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く））

◆利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

【単位数】 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

【算定要件等】 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※福祉用具貸与については、3年間の経過措置期間を設ける。



## 介護職員の処遇改善（令和6年6月施行）

（訪問看護★、訪問リハビリテーション★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅療養管理指導★、居宅介護支援、介護予防支援を除く）

◆介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

※一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。



【単位数】 介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、サービス毎の加算率を乗じる。なお、経過措置区分として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができる。

### 【算定要件等】

- ・一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- ・新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。

※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

## 「書面掲示」規制の見直し（全サービス）



◆運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。〈※令和7年度から義務付け〉

## 管理者の責務及び兼務範囲の明確化（全サービス）

◆提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない。

## 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

（介護予防支援）

◆令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。

ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。

イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。

- ⅰ 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のための配置で事業を実施することを可能とする。

- ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。
- ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。

### 協力医療機関との連携体制の構築①

（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院）

◆介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

#### 【基準】

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。

＜経過措置3年間＞

- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。



### 協力医療機関との連携体制の構築②

（特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★）

◆高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

#### 【基準】

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

- ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。



## 基準費用額（居住費）の見直し（令和6年8月施行）

（短期入所系サービス★、施設系サービス）

◆令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を60円／日引き上げる。

○ 基準費用額（居住費）を、全ての居室類型で1日当たり60円分増額する。

○ 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

## 協力医療機関に関する届出について（令和6年4月より）

令和6年介護報酬改定に伴い、下記のサービス種別の運営基準に協力医療機関に関する規定が設けられました。（本紙3頁に「令和6年度介護報酬改定の主な事項」として掲載しています）。

以下のサービス種別の事業所は「（別紙3）協力医療機関に関する届出書」の提出が必要ですので、届出をお願いします。

### 【届出を必要とするサービス事業所】

- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### 【届出にあたっての留意事項】

- 1 各協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等）を添付してください。
- 2 認知症対応型共同生活介護については、「施設基準（※1）第3号の規定を満たす協力病院」の欄の記載は不要です。
- 3 協力医療機関や協力医療機関との契約内容に変更があった場合には速やかに届出を行ってください。

※1 各サービス種別における協力医療機関に係る施設基準は、別紙3の裏面を参照ください。

### 【協力医療機関連携加算について】

認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設において、協力医療機関連携加算（1）を算定する場合、別紙3の提出が算定要件となっています。

本加算を算定している事業所で、別紙3を提出していない場合は、速やかな提出が必要です。

★「協力医療機関に関する届出について」は、本市ホームページに掲載しており、別紙3の様式をダウンロードできます！

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2024060600039/>





## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の記載方法を変更しました！

加算の届出時に提出する「体制等状況一覧表」について、今後は「変更する項目のみ」チェックボックスを■にして、提出してください。

また、『事業所番号』『地域区分』『提供サービス番号』『区分』の欄の記載漏れが多く見られますので、必ず記載してください。

(別紙1-3-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

事業所番号を入力してください。

小樽市は「5 その他」に該当。□を■にしてください。

事業所番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

| 提供サービス                     | 施設等の区分                                                                      | 人員配置区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | その他該当する体制等                                                                                                                                                                                                                                                            | LIFEへの登録                                                    | 割引                                                          |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 各サービス共通                    | 地域区分                                                                        | 地域区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <input type="checkbox"/> 1 1級地 <input type="checkbox"/> 6 2級地 <input type="checkbox"/> 7 3級地 <input type="checkbox"/> 2 4級地<br><input type="checkbox"/> 3 5級地 <input type="checkbox"/> 4 6級地 <input type="checkbox"/> 9 7級地 <input checked="" type="checkbox"/> 5 その他 | <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり | <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり |
| 届出するサービス番号について □を■にしてください。 | 届出する施設等の区分について □を■にしてください。                                                  | 高齢者虐待防止措置実施の有無<br><input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型<br>特別地域加算<br><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり<br>中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）<br><input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当<br>中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）<br><input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当<br>緊急時訪問看護加算<br><input type="checkbox"/> 1 なし <input checked="" type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ<br>特別看護体制<br><input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可<br>ターミナルケア体制<br><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり<br>総合マネジメント体制強化加算<br><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ<br>認知症専門ケア加算<br><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ<br>口腔機能強化加算<br><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり<br>サービス提供体制強化加算<br><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ | 変更する項目のみ、□を■にしてください。                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                             |                                                             |
| 76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護        | <input type="checkbox"/> 1 一体型<br><input checked="" type="checkbox"/> 2 連携型 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                             |                                                             |

## 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書（令和5年度）の提出期限について

令和5年度に介護職員処遇改善加算等を算定されていた事業所のみなさまは、令和6年7月31日（水）までに令和5年度の実績報告書を小樽市へ提出する必要があります。

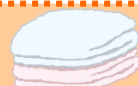
実績報告書は、令和5年度の計画書の内容、介護保険最新情報 Vol.1136 を参考にして作成してください。

なお、報告書の提出については、6月25日にメールにて御案内しています。

今後、追加情報がありましたら、メールでお知らせします。



## 入浴サービスを提供している場合の費用徴収について



入浴サービスを提供するに当たり、その費用は介護報酬に含まれていることから、共用のシャンプー、石鹸、タオル等については事業者が用意するものであり、利用者から一律に費用の徴収はできません。

また、事業者が用意したものを使用するかは利用者が選択できますので、事前に十分な説明を行い、その同意を得たうえで提供してください。

詳細については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）及び「その他の日常生活費」に係るQ&Aについて」（平成12年3月31日介護保険制度施行準備室事務連絡）により国から示されていますので、御確認ください。

## 選択制(貸与と販売)福祉用具について

既に御承知とは思いますが本年4月以降、利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されました。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる割合が相対的に高い、**スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえが対象**です。

なお、これに伴い以下の点について御留意願います。

### 【貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス】

利用者の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

#### ＜利用者への対応＞

- ・貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
- ・利用者の選択に当たって必要な情報の提供
- ・医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案

### 【貸与と販売後のモニタリングやメンテナンス等】

※福祉用具専門相談員が実施

#### ＜貸与後＞

- ・利用開始後少なくとも6ヶ月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を適宜検討する。

#### ＜販売後＞

- ・特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
- ・利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
- ・商品不具合時の連絡先を情報提供



### 【参考】

- ・介護保険最新情報 Vol.1 2 2 5 「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について
- ・介護保険最新情報 Vol.1 2 6 1 「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.5) (令和6年4月30日)」の送付について

## 小樽市介護保険施設等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業

昨今、全国的に光熱費や食材料費等物価の高騰が深刻な問題となっており、市内各事業所におかれましても、施設運営に大きな影響を受けていることと推察しています。このような状況に鑑み、小樽市といたしまして、各事業所の安定的な運営継続の一助となるよう、支援金事業を実施することとしました。

◇対 象 小樽市内に所在する介護保険法に規定するサービスを提供する指定事業所、又は、老人福祉法に規定する施設等の許可届出事業所の内、次の条件に該当する事業所。

- (1) 令和6年4月1日時点で、小樽市内で事業を行っていること。
- (2) 令和7年3月31日まで事業継続し、休止・廃止の予定がないこと。
- (3) 令和6年1月から3月の間にサービス提供実績を有していること。

◇支援額 居宅サービス、通所サービス、居住系・施設サービスの区分に分類し、次の額とします。

- (1) 居宅サービス 1事業所当たり50,000円
- (2) 通所サービス 定員× 5,000円
- (3) 居住系・施設サービス 定員×10,000円



◇申請期間 令和6年7月上旬～9月末日

※ なお、対象事業所には7月上旬を目途に案内及び申請書等を送付いたします。

※ 昨年度に続く本事業ですが、今年度から新たに実施される本市産業港湾部産業振興課の高圧電気料金高騰対策支援事業支援給付金（広報おたる7月号掲載予定）との重複給付はできないことに御注意願います。

担当：介護保険課（計画・保険グループ）

### ◆令和6年度の外部評価について◆

#### ① 認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数を2年に1回とする申請について

令和7年度に外部評価の実施回数を2年に1回とする申請を検討している事業所については、令和6年度の外部評価は令和6年度年内に行ってください。

また、運営推進会議の書面開催による実施は要件を満たさないため御留意ください。令和5年5月8日以降は、原則、感染予防対策を講じて運営推進会議を通常開催することとなっており、市町村職員等の出席も要件を満たす必要があります。

#### ② 上記以外の認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の外部評価について

①を鑑み、令和6年度の外部評価は令和6年度年内に行うようお願いします。

令和5年度の外部評価は、**すべての**認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護事業所が、**令和5年度内に実施しています！** 今後も年度内の実施（1年に1回以上）をお願いします。



## 各種様式の変更等について

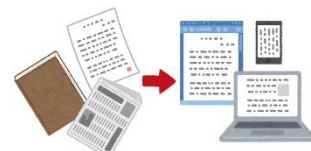
令和6年4月1日より、届出書や報告書が新様式となっています。旧様式を使用している場合は、今後は以下のホームページより新しい様式をダウンロードして使用してください。

|                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①地域密着型（介護予防）サービス、居宅介護支援、介護予防支援の指定・更新について<br><a href="https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021032200013/">https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021032200013/</a> |                                                                                                                                                                                                |
| ②地域密着型サービスの指定申請等について<br><a href="https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200337/">https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200337/</a>                     |                                                                                                                                                                                                |
| ③介護予防・日常生活支援総合事業の指定・更新について<br><a href="https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020110400291/">https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020110400291/</a>               |                                                                                                                                                                                                |
| ④地域密着型サービス事業所の指定内容の変更・加算の届出について<br><a href="https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200177/">https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200177/</a>          | <p>◆届出の必要な項目が変更になっています。</p> <p>（変更例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画作成担当者の変更<br/>☞ 令和6年4月より届出不要</li> <li>・サービス提供責任者の変更<br/>☞ 令和6年4月より届出必要</li> </ul> <p>◆添付書類についても見直しを行いましたので、ホームページに掲載されている「変更届出書に添付する書類一覧」を必ず確認してください。</p> <p>◆運営規程の変更については、変更箇所の下線を引いてください。</p> |
| ⑤居宅介護支援事業所の指定内容の変更・加算の届出について<br><a href="https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200276/">https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200276/</a>             |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ⑥介護予防支援事業所の指定内容の変更・加算の届出について<br><a href="https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021030200015/">https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021030200015/</a>             |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ⑦介護予防・日常生活支援総合事業の指定内容の変更の届出について<br><a href="https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020110400239/">https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020110400239/</a>          |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ⑧介護予防・日常生活支援総合事業の加算等の届出について<br><a href="https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020110400253/">https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020110400253/</a>              |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ⑨介護サービス事業者における事故報告について<br><a href="https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200184/">https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200184/</a>                   | ◆押印が不要になりましたので、メールでの提出が可能です。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ⑩地域密着型サービス利用状況調査票について<br><a href="https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200153/">https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200153/</a>                    | ◆ホームページを通じての提出をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                            |

※①～③は、必要書類をフラットファイルに綴り、提出してください。

※④～⑨は、メールで提出してください。

※⑩については、ペーパーレス化・事務効率化の観点から、ホームページからの入力フォームを作成しましたので、フォームより提出してください。





# マイナンバーカードの申請に あなたの施設へお伺いします！

今年12月の健康保険証廃止などで何かと話題のマイナンバーカード、施設の入居者様は申請が難しく、お困りではありませんか？

小樽市では、施設の入居者様でも希望した方がカードを取得できるよう、施設への訪問によるマイナンバーカード申請受付事業を実施いたします。

- 事業者：キャリアリンク株式会社（小樽市からの委託事業者）
- 連絡先：0120-396-061（当事業専用のフリーダイヤルです。） ※平日9時から17時まで
- 実施期間：令和6年8月から11月まで（受付は7月10日から開始）
- 内 容：小樽市民を対象としたマイナンバーカードの申請受付（住民登録が小樽市にない方は、申請の受付ができません。）
- 方 法：平日の午前  
・午後のどちらかにお伺いし、顔写真撮影、申請書の記入、本人確認等を行います。施設の種類、規模等によって柔軟に対応いたしますので、まずは上記連絡先までお気軽にお電話ください。
- 市担当課：小樽市生活環境部戸籍住民課（TEL：0134-32-4111 内線 296）

## 事業への疑問にお答えします！

### ○誰が来るの？

市の職員1名と、委託事業者の職員3名でお伺いします。

### ○施設内に委託事業者などの部外者が来るのは不安…。

委託事業者は、道内で30件ほど、施設でのマイナンバーカード申請受付を行ったことがある会社です。動線の安全確保、徹底した感染症対策、服装、言葉遣いなど、入所者様に嫌悪感を抱かせない対応を熟知しております。安心してお任せくださると幸いです。

実施したことがある施設：特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、ケアハウスなど

### ○施設側で行う対応は？

申請を希望される入所者様の取りまとめや、ご家族様へのご案内などがございます。入所者様へのお知らせには、下記の事前講習会をぜひご活用ください。

また、当日は共用スペースや食堂、電源、机や椅子をお貸しください。

### ○申請した後、カードの受取方法は？

入所者様の施設に、書留等の郵便で送付いたしますので、職員様やご家族様が市役所にお越しいただく必要はありません。

### ○認知症や寝たきりなど、介護度が高い方も申請できるの？

介護度が高い方は、各部屋を回って対応することも可能です。その場合、恐れ入りますが職員様にお部屋のご誘導や、撮影した顔写真とお名前の確認をお願いいたします。

## マイナンバーカードの事前講習会について

今回実施するのは、カードの申請だけではありません！ご希望がありましたら、入所者様やご家族様向けに、マイナンバーカードについての事前講習会を施設にて実施させていただきます。そもそも制度がよく分からない、という方も沢山いらっしゃると思いますので、ぜひご活用ください！

### ●事前講習会の内容…

- ・マイナンバー制度とは
- ・マイナンバーカードでできること
- ・マイナ保険証とは
- ・マイナンバーカードの安全性と今後について など

まずはお問合せのみでも結構ですので、お気軽に上記連絡先までお電話ください。

※ 委託事業者から直接、各施設様にご連絡を差し上げることもございます。ご多忙中恐れ入りますが、何卒ご容赦ください。



おしらせ



## 令和6年8月下旬から、令和6年度運営指導が始まります！

📍事業所（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援）への運営指導について

今年度は介護報酬改正があったため、**運営指導は8月下旬に開始する予定**です。

令和7年2月頃まで概ね40か所の事業所へお伺いする予定です。**対象となる事業所へは、日程調整のため、個別に本市担当者から電話で御連絡します。**

事前の連絡は概ね2か月前に行っていますが、個々の事情もあり例年スケジュール調整が難しく連絡時期に多少の前後が生じることがありますので、皆様の御理解・御協力をお願いします。

※令和4年3月末に国が運営指導指針等の一部改正を行ったことに伴い、指導内容の変更や指導名称の変更等が示されました。本市では**令和5年度から、これまで「実地指導」として表現されてきた名称を「運営指導」へ変更**しています。



の御案内

## 外国人介護人材の認知症サポーター養成講座

日 時：令和6年8月2日（金）14:00～16:00

場 所：小樽市生涯学習プラザ レピオ 第6学習室（小樽市富岡1丁目5番1号）

講 師：小樽認知症の人を支える家族の会 会長 源九 美津枝 氏

受 講 料：無料

参加対象：小樽市内の介護サービス事業所及び高齢者向け施設で認知症の方に携わる介護職員として勤務している外国人



※申込みは、5月23日に御案内したメールに添付している参加申込書にて、7月12日（金）までにお申込みください。

[発行] 小樽市福祉保険部介護保険課（介護給付適正化事業）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

TEL (0134)32-4111(内線 484) FAX (0134)27-6711

E-mail / kaigo@city.otaru.lg.jp

